

# 災害情報

令和4年3月24日  
桑折町災害対策本部発行

## 令和4年福島県沖地震の「り災証明書」の申請は 4月15日金までに申請をお願いします

3月26日日、3月27日日 (9:00～17:00) は申請を受け付けます。

3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、被災した家屋などの「り災証明書」および「被災届出証明書」の申請を下記のとおり受け付けています。被災から時間が経つと、被害の因果関係を確認することが難しくなります。期限にかかわらず早めの申請をお願いします。

■受付期間 4月15日金まで 8:30～17:15 (平日のみ) ※3月中は土日も申請受付を実施します。

■受付窓口 役場1階

	り災証明書	被災届出証明書
対象	被害を受けた建物（倉庫や物置なども含む）	建物以外（自動車、家財、ブロック塀など）
内容	申請受付後、役場職員などが現地を調査し、国の基準により被害の程度を判定して証明書を発行するもの	被害状況の写真を基に、被害が生じたことを届け出たという行為を証明するもの
提出に必要なもの	①り災証明申請書 ②被害状況写真 （建物全体の四方、被害箇所） ※写真は印刷したものを持参してください。 ③本人確認できるもの （免許証、マイナンバーカード、保険証など） ④委任状 ※④は申請者（被災物件の所有者・居住者）の同一世帯員以外が申請される場合に必要	①被災届出証明申請書 ②被害状況写真 （届出対象物件が確認できるもの） ※写真は印刷したものを持参してください。 ③本人確認できるもの （免許証、マイナンバーカード、保険証など） ④委任状 ※④は申請者（被災物件の所有者・居住者）の同一世帯員以外が申請される場合に必要
発行期間	3～4週間後に郵送で交付	即日交付

※被害が軽微で、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という調査結果に同意できる場合、調査員による現地調査を行わない「自己判定方式」でのり災証明書の発行も可能です。この場合、1～2週間程度で郵送交付します。

☎ 税務住民課 課税係 ☎ 582-2114

## 令和4年福島県沖地震の住宅応急修理支援事業

- 受付開始 3月28日日 8:30～
  - 申請期限 5月31日日 17:00～
  - 修理期限 6月15日日
  - 受付窓口 役場2階
  - その他
    - ・申請時には、被災状況が分かる写真およびり災証明書を持参願います。
    - ・上記申請期限と修理期限は状況により延長となる可能性があります。
- ☎ まちづくり推進課 ☎ 582-2124

被害の区分 (り災証明書)	支援内容
全壊	・日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します。 (応急修理は、町が業者に依頼して実施) ・修理限度額 1世帯あたり <b>59万5千円まで</b>
大規模半壊	
中規模半壊	
半壊	・日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します。 (応急修理は、町が業者に依頼して実施) ・修理限度額 1世帯あたり <b>30万円まで</b>
準半壊	

大規模半壊以上は  
資力要件なし

中規模半壊以下は  
資力要件あり

## 伊達地方衛生処理組合での地震災害に伴うごみの受け入れ

### ①災害ごみの当面の受け入れ期間・日時

【3月18日(金)～当面の間】 平日（月～金曜日）／休日の受付日は、3月26日(土)、27日(日)、4月2日(土)、3日(日)  
 ※平日・休日ともに受付時間は、【午前の部：8:40～11:30】【午後の部：13:00～16:00】となります。

### ②搬入時のお願い

- ・災害ごみ毎に分別をしてから搬入してください。
- ・搬入時は、大変混み合うことが想定されます。感染症対策をして、時間に余裕をもって搬入してください。

### ③ 災害廃棄物搬入の際は、本人確認が必要となりますので、身分証明書を持参願います。

### ④ 事業者に災害廃棄物搬入を依頼する場合は、排出者本人（家族でも可）が必ず同乗してください。（身分証明書持参願います。）

また5月以降は、「り災証明書」または「被災届出証明書」も併せてコピーの提示が必要となります。

### ⑤ 家電リサイクル法対象品およびデスクトップパソコンなどの搬入時は、「り災証明書」の提示が必要です。

※「り災証明書」の交付が難しい場合は、「被災届出証明書」の交付を受け「被災届出証明書コピー」の提示（家財内容記載）をお願いします。

### ⑥ 事業所（会社、工場、小売店、飲食店など）から排出される地震災害がれきなど（下部表左記1～9）は、廃棄物処理法 第3条第1項および第11条第1項の規定により、事業者の責任となりますので受け入れできません。事業系一般廃棄物は、有料（130円/10kg）での受け入れ処理となります。

### ⑦ 災害により発生した可燃、不燃、粗大ごみも搬入可能です。

受け入れできるもの	受け入れできないもの	
1、木質がれき	地震災害とは関連がない産業廃棄物	
2、塩ビトタン	土砂・汚泥・灰	
3、石類	廃油	
4、瓦類（「スレート瓦」と「焼瓦」に分別して搬入）	煙突（アスベストを含むもの）	
5、コンクリートガラ	断熱材（ガラスウールを含むもの）	
6、土壁類	自動車部品（バッテリー、タイヤ、ホイールなど）、	
7、石膏ボード	農機具類（エンジン付）	
り災・被災証明の提示が必要	8、家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機） ※被災時に使用していた機器に限る	事業所（会社、工場、小売店、飲食店など）から排出される、左記1～9の災害ごみ
	9、デスクトップパソコンなど ※被災時に使用していた機器に限る	損壊家屋の解体撤去物

伊達地方衛生処理組合 ☎ 582-2051、生活環境課 ☎ 582-2123

## ブルーシートの配布

3月16日に発生した地震により家屋が被災した世帯に、町で備蓄しているブルーシートを配布しています。町で備蓄している数に限りがあり、無くなり次第終了となる場合がありますのでご了承ください。（在庫状況は電話で問い合わせください。）

■配布時間 8:30～17:15 ■配布場所 役場

◎配布は1世帯2枚までです。

伊達生活環境課 ☎ 582-2123

## 町災害ボランティアセンター設置

町と町社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを立ち上げました。被災した人で、ボランティアの助けを希望する人は、下記へ連絡ください。また、被災した住宅の片付けなどを行うボランティア活動者を募集しています。ご協力いただける人は連絡ください。

伊達町社会福祉協議会

（町ボランティアセンター）☎ 581-0255

## 入浴施設無料開放

3月16日に発生した地震による被災者支援として、桑折町民限定で、下記施設の入浴を無料とします。

- ・うぶかの郷（火曜定休、10:00～20:00）☎ 582-4500
- ・大かや園（月曜定休、10:00～16:00）☎ 582-5155

■期間 3月25日(金)～4月17日(日)

■その他 受付で、本人確認書類を提示願います。

伊達産業振興課 ☎ 582-2126、健康福祉課 ☎ 582-1133

## イベント中止のお知らせ

4月17日に予定していた、「ピーチリパーク 157 オープン記念 かわまちウォーク桑折」は、地震の影響により中止します。

イベントを楽しみにされていた皆さまには、申し訳ございませんがご理解のほどよろしくお願いいたします。

伊達桑折かわまち協議会事務局 ☎ 582-2127